

# 長野県薬草振興ネットワーク規約

## (名 称)

第1条 本組織は、長野県薬草振興ネットワーク（以下、「薬草ネットワーク」という。）という。

## (目 的)

第2条 薬草ネットワークは、販売を目的とし、県内生薬取扱企業等（以下、「実需者等」という。）から需要がある、「生薬の原料」となる薬草（薬用作物、薬木を含む）を生産する個人や法人、団体、障がい者施設等（以下、「薬草生産者」という。）と、県産薬草の取引の意向がある実需者等を結び、薬草の地産地消、地消地産を進め、地域内経済循環の促進を図るとともに、薬草における生産技術や需要動向について学ぶ等、県産薬草の振興に努めることを目的とする。

## (構 成)

第3条 薬草生産者及び実需者等並びに長野県で組織する。

## (事務局)

第4条 薬草ネットワークの事務局は、農政部園芸畜産課、健康福祉部薬事管理課、林務部信州の木活用課内に置くが、主な窓口は農政部園芸畜産課とする。

## (事 業)

第5条 薬草ネットワークは第2条の目的達成のため、次の事業を行うものとする。

- (1) 薬草の生産技術向上に関すること。
  - ・ 県有施設を活用した栽培研修会の開催
  - ・ 研究機関との連携による栽培技術の研究 等
- (2) 薬草生産者と実需者等による情報交換に関すること。
- (3) その他第2条の目的達成に必要と認められる事業。

## (会 員)

第6条 薬草ネットワークの会員は、長野県内に住所を有する（企業・法人等の場合は、長野県内に事務所を有する）、以下の者とする。

- (1) 長野県内で薬草を販売目的で生産する者（個人や法人、団体、障がい者施設等。以下、「薬草生産者」とする）。
  - (2) 薬草生産者との情報交換や取引を希望する実需者等。
- 2 薬草ネットワークへの会員を希望する者は、予め別紙様式1により、会員申請書を事務局へ提出するものとする。
  - 3 会員は、薬草ネットワークが主催する事業に積極的に参加し、情報交換及び栽培技術や収穫・調製技術、また、薬草生産に係る基本知識や情報等を研修し、適切な薬草生産に努めるものとする。
  - 4 会員は、長野県における薬草生産の状況等を把握するために事務局が実施する調査等に積極的に協力するものとする。
  - 5 会員は、申請内容に変更が生じた場合は、別紙様式2により速やかに事務局へ届け出るものとする。
  - 6 薬草ネットワークを退会する場合は、別紙様式3により事務局へ届け出るものとする。
  - 7 薬草ネットワークの会員が、薬草ネットワークの活動に著しく支障をきたす行為をした場合は、事務局は当該会員に対し指導を行うとともに、従わない場合は、薬草ネットワークから除名し、その旨を書面により当該会員へ通知するものとする。

## (会員の情報管理)

第7条 薬草ネットワークの会員となった際に知り得た情報は、事務局において適切に管理し、薬草ネットワークが行う事業以外に使用や、公表しないものとする。

## (その他)

第8条 この規約に定めがない事項で、薬草ネットワークの運営及び事業の実施上必要な事項が生じた場合は、事務局で協議しこれを定めるとともに、必要に応じて会員へ周知するものとする。

## 附 則

- 1 この規約は、令和6年2月1日から施行する